

福岡県人権擁護委員連合会より、 緊急宣言が出されました。



～差別をなくして新型コロナウイルス感染症のまん延を乗り越えよう～

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自粛生活を余儀なくされ、精神的なストレスなどが蓄積される中、残念ながら差別的な言動が現れています。

例えば、新型コロナウイルス感染症患者等の治療に当たる医療従事者に対する差別的言動、家族や関係者に対するひぼう中傷、感染症患者が出た学校や施設・企業等に対するハラスメントなどがあげられます。

しかし、これらの言動は、決して許されるものではありません。

今こそ、様々な助け合い、支え合いが不可欠です。その輪が広がろうとしている中、この輪を壊すような差別的な言動は絶対しないようにしてください。

このような厳しい状況であるからこそ、みんなで助け合って、支え合って、希望を忘れずに乗り越えていきましょう。

※詳しくは、うきは市ホームページを御覧ください。

●問合せ 福岡県人権擁護委員連合会 ☎092-722-6199・うきは市人権・同和対策室 ☎75-4984

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！



<令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金>

◆令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

◆対象児童1人につき、1万円です。

※実施主体は、令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区含む）です。

※「子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時特別の給付金（一時金）です。

◆詳しくはうきは市ホームページをご覧ください。

●問合せ 福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961

国民健康保険税の最高限度額と軽減基準所得額が変わります



最高限度額

	令和元年度	令和2年度
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円
介護分(40～64歳)	16万円	17万円
合計金額	96万円	99万円

軽減基準所得額

	令和元年度	令和2年度
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数	33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数

地方税法の改正にともない、医療分・介護分の限度額が変更となりました。また、同時に国民健康保険税の5割・2割軽減が拡充されました。

なお、税率等については変更ありません。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973